

岐阜県公報

第 九 十 八 号
令 和 二 年 四 月 二 十 四 日
(金 曜 日)

目 次

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課) 二五二

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
指定医療機関の廃止の届出 (地域福祉課) 二五一

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
指定介護機関の廃止の届出 (同) 二五三

保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 二五四

公 示

土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 二五四

土地改良区の変更新認可 (同) 二五六

土地改良区役員の就任 (西濃農林事務所) 二五六

土地改良区の変更新認可 (同) 二五六

土地改良区役員の退任及び就任 (揖斐農林事務所) 二五六

土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 二五八

土地改良区役員の退任及び就任 (同) 二五八

土地改良区役員の退任及び就任 (恵那農林事務所) 二五八

土地改良区の変更新認可 (飛騨農林事務所) 二五八

岐阜県公報

毎週

(火 曜 日)

発行

(休 日 に 当 た る 時 刻)

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む)中「別表第一五十四の二の項」を「別表第一五十四の三の項」に改め、同条第四号中「第二十七第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

別表十六の項中「第十八条」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

令和二年四月二十四日

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水皮膚科	大垣市馬場町一	令和二・一・一
森デンタルクリニック	羽島郡笠松町田代字天神一九〇四	同
医療法人八松会 やまて歯科	美濃加茂市山手町二丁目八五一	同
医療法人 YOTH し るやま歯科	中津川市苗木字柳ノ木四九〇番地八	同
医療法人社団あおばつばめ在宅クリニック 岐南	羽島郡岐南町平成二丁目一四一番一階	令和二・二・一
内科・心臓血管内科松 下クリニック	多治見市根本町三丁目九三番地一	同
医療法人社団厚洋会垣 内クリニック	飛騨市古川町貴船町一 三三一	同
岡崎歯科クリニック	加茂郡白川町黒川一八〇六一	同
V・drug 根本薬 局	多治見市根本町三丁目九五一	同
大手町薬局	美濃加茂市大手町二 三〇	同
阪神調剤薬局 北方店	本巣郡北方町北方二八六五	同
阪神調剤薬局 多治見 店	多治見市前畑町五一〇八五 一〇一	同

荒 尾 薬 局 大垣市荒尾玉池一 五六 同
 あおい薬局瑞浪店 瑞浪市益見町三七 同

岐阜県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
清水皮膚科	大垣市馬場町一	令和元・二・三一
やまて歯科	美濃加茂市山手町二丁目八五一	同
しるやま歯科	中津川市苗木字柳ノ木四九〇番地八	同
アイセイ薬局 ひるか わ店	中津川市蛭川二三六一六	同
医療法人社団厚洋会 垣内病院	飛騨市古川町貴船町一 三三一	令和二・一・三一
なの花薬局北方店	本巣郡北方町柱本一 一九七二	同
大手町薬局	美濃加茂市大手町二 三〇	同
阪神調剤薬局 北方店	本巣郡北方町北方二八六五	同
阪神調剤薬局 多治見 店	多治見市前畑町五一〇八五 一〇一	同

荒尾薬局 大垣市荒尾玉池一丁目五六番 同
 あおい薬局瑞浪店 瑞浪市益見町三七 同

岐阜県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

あすわ苑老人福祉施設事務組合

安八郡安八町中須四一〇番地の一

短期入所生活介護

特別養護老人ホームあすわ苑

安八郡安八町中須四一〇番地の一

令和元・一・一

岐阜県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

アースサポート株式会社

東京都渋谷区本町二丁目四番一四号

訪問入浴介護

アースサポート多治見

多治見市栄町一丁目五四番地の一

令和二・三・一

同

同

訪問入浴介護

同

同

同

飛騨市 市長

飛騨市古川町本町二番二二二号

短期入所療養介護

老人保健施設たかはら

飛騨市神岡町殿一〇八一番地一九

令和二・三・三一

同

同

介護老人保健施設

同

同

同

社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

土岐市下石町一〇六〇番地

居宅介護支援

ひだまり在宅介護支援センター

土岐市肥田町肥田二〇四二番地の一

同

社会福祉法人大野町社会福祉協議会
 揖斐郡大野町大字大野八〇番地
 通所介護 大野町デイサービスセンター
 揖斐郡大野町大字黒野 二二三一―一

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

同
 同
 同
 同
 同

岐阜県告示第九十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。
 令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
 中津川市坂下字氷坂二六六〇の八・二六六〇の九・二六六一の六・字小田垣戸二八九三の一四（以上四筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 道路用地とするため

公 示

○土地改良区役員の新任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。
 令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市合良区	令和二年四月三日	理事	山中敏彰	岐阜市曾我屋二丁目 二三八番地
岐阜市合良区	令和二年四月三日	同	村木慎一	岐阜市曾我屋 一六三四番地
岐阜市合良区	令和二年四月三日	同	村木多藏	岐阜市曾我屋 一六〇三番地
岐阜市合良区	令和二年四月三日	同	関谷利幸	岐阜市曾我屋 一七二五番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区	就任した役員	年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市合渡土地改良区	理事	令和二年四月二四日	氏名	森 孝夫	岐阜市河渡一丁目	一四四番地一
	同			村 木 慎一	岐阜市曾我屋	一六三四番地一
	同			鷲 見 郁雄	岐阜市曾我屋	一五七七番地
	同			鷲 見 和 郎	岐阜市曾我屋	一七〇五番地
	同			渡 邊 義 郎	岐阜市曾我屋	一七四〇番地
	同			國 江 昌 弘	岐阜市一日市場一丁目	六三番地
	同			小 林 正 博	岐阜市寺田二丁目	一四〇番地
	同			青 木 節 夫	岐阜市河渡三丁目	一五番地
	同			島 川 幾 由	岐阜市河渡二丁目	一四七番地
	監事			吉 岡 悦 男	岐阜市寺田六丁目	二八番地一
	同			小 林 道 雄	岐阜市寺田二丁目	三八番地一
	同			渡 邊 要 市	岐阜市曾我屋三丁目	六〇番地一
	同			同	同	同
	同			同	同	同

定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任した役員	年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市次木用水土地改良区	理事	令和二年三月三日	氏名	江 崎 俊 浩	岐阜市次木	七六〇番地
	同			日 比 野 洋 志	岐阜市次木	七三一番地
	同			日 比 野 宗 男	岐阜市次木	六八九番地
	同			早 瀬 富 士 夫	岐阜市次木	六三八番地
	同			和 田 好 光	岐阜市須賀三丁目	二五番九号
	同			山 田 明	岐阜市日置江	一九九番地二
	同			堀 悟	岐阜市西鶉四丁目	一一八番地
	監事			日 比 野 千 秋	岐阜市次木	六八五番地
	同			堀 勲	岐阜市高河原	一七六番地
	同			江 崎 雅 士	名古屋緑区漆山一四八番地グロリアスビルズ大高緑地公園八〇五号	
	同			日 比 野 博 司	岐阜市次木	六九四番地
	同			日 比 野 貴 俊	岐阜市次木	六八四番地
	同			早 瀬 俊 一	岐阜市次木	六九六番地
	同			堀 勲	岐阜市次木高河原	一七六番地

同 堀 幸 夫 岐 阜 市 次 木 六 〇 一 番 地 七

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 合 渡 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 一 三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
席 田 井 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 九

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
檜俣北部土地改良区	令和 二・三・三三	理事	田中吉広	安八郡輪之内町檜俣 一六七六番地

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
多 芸 東 部 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 一 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
檜 俣 北 部 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 四 ・ 一 〇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規

定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地区名	年月日	役名	氏名	住所
揖斐川左岸用水土地改良区	令和二・三・三	理事	森本 勲	揖斐郡揖斐川町北方 二〇二三番地
			森本 英世	揖斐郡揖斐川町北方 一九四二番地八
			林 廣道	揖斐郡揖斐川町北方 一六六〇番地
			細野 正人	揖斐郡揖斐川町北方 一四五三番地三
			折戸 夏雄	揖斐郡揖斐川町北方 一二七五番地
			林 幸義	揖斐郡揖斐川町北方 三〇八番地一の二
			太田 千年	揖斐郡揖斐川町極楽寺 二〇七番地一の一
			若原 清	揖斐郡揖斐川町上南方 七七一番地
			今村 傳男	揖斐郡揖斐川町上南方 四三六番地
			高橋 正美	揖斐郡揖斐川町上南方 九九一番地一
			林 進	揖斐郡揖斐川町若松 一五八番地
			渡邊 敏一	揖斐郡揖斐川町房島 一六二九番地
			宗宮 善和	揖斐郡揖斐川町房島 一五二二番地
			林 忠夫	揖斐郡揖斐川町房島 六三一一番地一
			高田 晃一	揖斐郡揖斐川町三輪 四三三番地二
			牧村 隆	揖斐郡揖斐川町三輪 一七四四番地一五の二
			長柄 忠男	揖斐郡揖斐川町大光寺 一三八番地
			瀬古 和世	揖斐郡揖斐川町志津山 四七二番地
			水谷 豊	揖斐郡揖斐川町上三野 一七二番地二
			藪下 勝間	揖斐郡揖斐川町長良 四七六番地

就任した役員

土地区名	年月日	役名	氏名	住所
揖斐川左岸用水土地改良区	令和二・四・一	理事	森本 勲	揖斐郡揖斐川町北方 二〇二三番地
			森本 英世	揖斐郡揖斐川町北方 一九四二番地八
			林 廣道	揖斐郡揖斐川町北方 一六六〇番地
			細野 正人	揖斐郡揖斐川町北方 一四五三番地三
			折戸 夏雄	揖斐郡揖斐川町北方 一二七五番地
			林 幸義	揖斐郡揖斐川町北方 三〇八番地一の二
			太田 千年	揖斐郡揖斐川町極楽寺 二〇七番地一の一
			若原 清	揖斐郡揖斐川町上南方 七七一番地
			林 光男	揖斐郡揖斐川町上南方 一七六一番地
			高橋 正美	揖斐郡揖斐川町上南方 九九一番地一
			林 進	揖斐郡揖斐川町若松 一五八番地
			渡邊 敏一	揖斐郡揖斐川町房島 一六二九番地
			宗宮 善和	揖斐郡揖斐川町房島 一五二二番地
			林 忠夫	揖斐郡揖斐川町房島 六三一一番地一
			高田 晃一	揖斐郡揖斐川町三輪 四三三番地二
			牧村 隆	揖斐郡揖斐川町三輪 一七四四番地一五の二
			長柄 忠男	揖斐郡揖斐川町大光寺 一三八番地
			瀬古 和世	揖斐郡揖斐川町志津山 四七二番地
			水谷 豊	揖斐郡揖斐川町上三野 一七二番地二
			藪下 勝間	揖斐郡揖斐川町長良 四七六番地

監事 高橋 良彰 揖斐郡揖斐川町北方 一八五四番地一

同 花木 幹雄 揖斐郡揖斐川町上南方 一三六九番地

同 八幡 一夫 揖斐郡揖斐川町三輪 一〇六一番地

監事 高橋良彰 揖斐郡揖斐川町北方一八五四番地一
 同 花木幹雄 揖斐郡揖斐川町上南方一三六九番地
 同 八幡一夫 揖斐郡揖斐川町三輪 一〇六一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住 所
 土 地 改 良 区 元 三 一 理事 玉置 裕 可児市下恵土 一三七三番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住 所
 土 地 改 良 区 令和 二・三・二六 理事 渡邊 正 可児市下恵土 七〇六番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜県知事 古田 肇	

可児土地改良区	令和二・四・九
---------	---------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住 所
 土 地 改 良 区 平成 三・四・三〇 監事 渡邊 鈴 政 恵那市武並町藤 一六八九番地一

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏名 住 所
 土 地 改 良 区 令和 二・四・一 監事 市川 幸 博 恵那市武並町藤 五二二番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜県知事 古田 肇	
日 面 用 水 土 地 改 良 区	令和二・四・八